

〔計画の成果目標〕

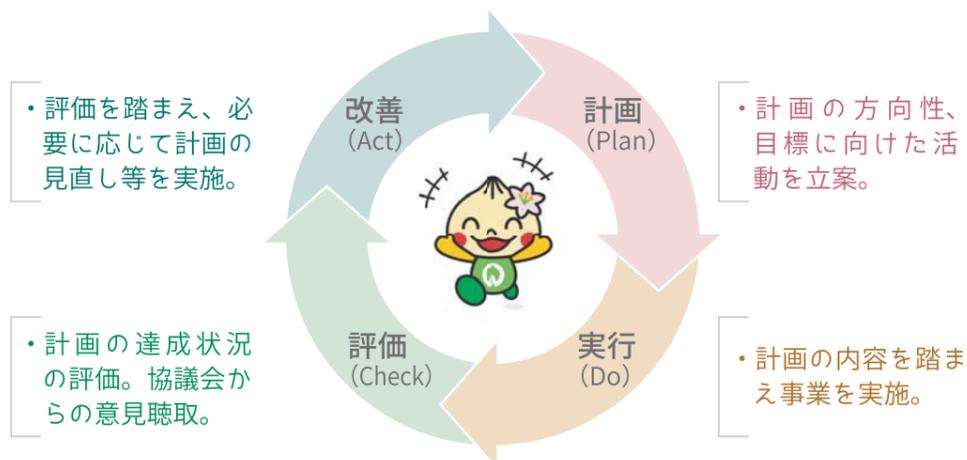


項目	現状値	目標値 2023年度 (平成35年度)
ふれあいいきいきサロンの実施率	79.5%	96.0%
地域見守り協定事業所数	34	40
見守りボランティア登録者数	86人	200人
ボランティア登録団体数	24団体	27団体
ボランティア活動に参加している人の割合	15.6%	17.3%
福祉に関する情報について <入ってくる>と回答した人の割合	30.4%	50%
地域ケア会議の開催数(地域包括支援センター)	4	12
成年後見制度利用支援件数	6	10
福祉サービス全体の質の向上に<満足>(「満足」と「やや満足」の合計)と回答した人の割合	57.8%	70.0%
住んでいる地域の住みやすさについて<住みやすい>(「どちらかといえば住みやすい」と「住みやすい」の合計)と回答した人の割合	60.7%	70.0%

〔計画の推進と進行管理〕



本計画の推進を図るため、成果目標や、各事業の実施状況等を定期的に保健福祉推進協議会で把握・評価しながら改善・見直しを行います。



第4期八百津町地域福祉(活動)計画
 発行日: 2019年(平成31年)3月 〒505-0392
 発行: 八百津町 岐阜県加茂郡八百津町八百津 3827 番地1
 編集: 八百津町 八百津町社会福祉協議会 電話: 0574-43-2111

第4期

八百津町地域福祉(活動)計画

2019年度(平成31年度) ▶ 2023年度(平成35年度)



〔どうしてこの計画を策定したの?〕

少子高齢化の進行、価値観の多様化、社会構造の変化とともに、地域のつながりが希薄化しており、介護や子育てに関する問題だけでなく生活困窮や障がい、災害などの不安を抱える人がふえてきています。そうした地域の問題を解決していくためには、地域住民やさまざまな活動をしている団体、地域組織、社会福祉協議会、行政などが連携することで生まれる「地域の力」が必要です。

本計画は、住民アンケート調査や各地区における懇談会の結果を分析して得た八百津町の現状を踏まえ、さまざまな地域の担い手が同じ方向を向く、道しるべとして策定します。



八百津町イメージキャラクター「やおち」

〔基本理念〕



八百津町に暮らすすべての人が地域の中で年齢や性別や障がいの有無に関わらず生涯安心して暮らせるようなまちづくりを目指しています。八百津町の特徴を踏まえ、住み慣れた地域で個人が尊重され、いきいきと暮らせるよう「やさしい気持ち おもいやりの気持ちで つながるまち」を基本理念として掲げます。

〔基本目標 1〕

住民誰もが地域の問題に主体的に参加する福祉のまちづくり

子どもの頃から福祉学習や福祉活動を体験する機会を充実させます。

子どもたちが地域福祉について学び、考えることで、おもいやりの心・やさしい心を持つことができる子どもを育成します。

(基本施策)

- (1) 福祉教育の推進
- (2) 地域での交流の促進
- (3) 住民助けあい活動の推進
- (4) 当事者の組織化推進と活動の支援



●地域で開かれている「ふれあい・いきいきサロン」に、参加してみましょう

〔基本目標 3〕 地域福祉推進のための体制づくり

地域福祉活動を推進するため、その担い手となる人材を育成していきます。また、支援を必要とする人と支援する人のニーズをコーディネートする機能の強化や団体間のネットワークづくり等、活動の活性化につながるよう支援します。さらに、多様化、複雑化する福祉サービスに対応するため、社会福祉協議会活動の機能強化や、庁内の関係各課の連携強化を図ります。

(基本施策)

- (1) 地域福祉推進のための人づくり
- (2) 八百津町社会福祉協議会の強化
- (3) 福祉サービスの充実及び質の向上
- (4) 役場庁内の連携促進

〔 私たちができること 〕

●日頃からあいさつや声かけを行い、近所付き合いを大切にしましょう



計画の基本理念

やさしい気持ち

おもいやりの気持ちで

つながるまち

つながるまち



●地域の防災訓練などに参加しましょう
●近所同士の見守りや助け合いを大切にしましょう



●様々な地域団体の取り組みを知り、参加してみましょう

〔基本目標 2〕

住民誰もが暮らしの問題を相談できる仕組みづくり

相談したい人が、いつでも身近な窓口で相談でき、必要時は専門的な相談支援を受けられるよう相談体制の充実を図ります。また、地域の様々な問題の適切な解決が図られるよう、関係機関等の連携による総合的な相談支援体制の充実を図ります。

(基本施策)

- (1) 相談・情報提供体制の確立
- (2) 権利擁護体制の推進



●身近な相談窓口を知り、周りの人で共有しましょう

〔基本目標 4〕 住民誰もが安心して暮らせる環境づくり

誰もが地域で安心して暮らせるため、外出・移動支援の充実や、地域で安心して暮らしていける居場所づくりを行います。また、災害時や緊急時の対策として、町民の防災への意識を高めるとともに、地域での自主防災体制の強化や防災リーダーの育成をすすめます。さらに、災害時における要援護者への対応を迅速に行うため、緊急時における支援体制の強化を図ります。

(基本施策)

- (1) 外出・移動、居住支援の充実
- (2) 災害時や緊急時の支援体制の充実
- (3) 防犯活動の推進
- (4) 生活に困難を抱える人への支援